

いじめ防止等対策の取り組みについて

呉工業高等専門学校

令和7年1月30日

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	7～8月、2～4月に全教職員を対象として、高専機構のいじめ防止等研修動画を視聴した後、「教職員いじめ防止に関する理解度チェック」を実施し、いじめの認知が行われるよう意識啓発を行った。	引き続き、全教職員がいじめに対する理解を深めることができるように、『いじめ理解度チェック』を実施する。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ防止プログラムの計画に沿って定期的に年6回「いじめ対策委員会」を開催し、いじめ四半期報告様式などを活用して委員が情報共有し各事例の対応を協議した。	引き続き、定期的に開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月、2月に全教職員を対象として、高専機構のいじめ防止等研修動画を視聴した後、「教職員いじめ防止に関する理解度チェック」を実施した。新任教職員に対応するため7月にも追加で研修を実施した。	引き続き、機構本部作成の研修動画を活用して研修を実施する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画に対策委員会の職務を記載しHPに公開している。また、7月、2月に「教職員いじめ防止に関する理解度チェック」を行い全教職員に周知している。	引き続き、全教職員がいじめに対する理解を深めることができるように、『いじめ理解度チェック』を実施する。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止プログラムをHPに公開していること、その内容について理解度チェックを行うことを7月、2月の教員会で全教員に周知した。	引き続き、年間計画をホームページに掲載し、教員会資料で配布し、説明する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全学生対象の新年度学生面談、学校適応感尺度調査、いじめアンケートの結果をいじめ対策委員会に報告している。教職員が学生の気になる様子を把握した場合の報告を円滑にするために12月以降Teamsに「学生の日常変化の気づき収集ツール」を設置した。	いじめに限らず、様子が気になる学生については、学生相談室への情報共有を呼びかけ、問題については解決できるよう関係教職員（複数人）で対応するようにしている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に重大事態の定義に関して、7月、2月の教員会で全教職員に周知した。重大事態の対応に関するいじめ対策委員会の役割も同様にいじめ防止等基本計画に記載している。	引き続き、年度当初や新規採用者への周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめの事案（疑いも含む）についてヒアリングにより実態を把握し、その対応について、いじめ対策委員会、学生相談室員、学生主事補、担任など関係教職員で共有している。	引き続き、Teamsチャットの支援チーム（関係教職員およびSC、SSW）で情報共有および対策を講じる。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	3月開催の第6回いじめ対策委員会において、いじめ防止等基本計画・いじめ防止プログラムについて検証し、R6年度の実施計画に反映している。	引き続き、基本計画やプログラム内容をいじめ対策委員会で点検し、必要に応じて改正を行う。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学校適応感尺度調査・いじめに関するアンケート調査を年2回学生面談を年2回実施し、その結果を学生相談室、いじめ対策委員会および関係教職員で共有している。	引き続き、年2回（前期、後期）に担任面談、学校適応感尺度調査、いじめに関するアンケートを実施する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	R5年3月に学校いじめ防止等基本計画を改正し、SCをいじめ対策委員会の構成員とし、SCの得た情報を関係教職員で共有できるようにした。	引き続き、SCをいじめ対策委員会の構成員とし、相談および助言を受けることができるようにする。また、Teamsチャットの支援チームにも含み、迅速な対応ができるように講じている。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	カウンセラー講話（1～3年生）、デートDV講演（2年生）、いのちの授業（2年生）を企画し、計画通り実施している。一方で、R5年度に問題が多く発生した4・5年生、専攻科生への研修は十分ではない。	夏季休業中にいじめ防止動画研修を専攻科生を含む全学生に実施したが、学生の25%程度しか視聴確認できていないため、引き続き、動画研修を行う。	令和7年2月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	カウンセラー講話（1～3年生）、デートDV講演（2年生）、いのちの授業（2年生）を企画し、実施している。新学期学生主事ガイダンスでいじめや最近の処分の事例について説明し、学生がどのような行為がいじめに該当するかわかるように説明している。	引き続き、学生へいじめの理解を深める研修を実施していく。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	R3年度からピアサポーター育成に取り組み、学生支援TAや寮生会役員・LMが学生のサポートを行う学生主体の防止プログラムを実施してきている。	引き続き、学生に対するピアサポーター研修会を実施する。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校ホームページに掲載し公表している。 https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html	入学者説明会等で資料を配布し、学校の取組内容を周知するとともに、学校ホームページに掲載し公表している。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学校ホームページに掲載している。 https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html	双方の保護者にいつ・誰が・どのように連絡するかを支援チーム等で必ず確認している。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	毎年3月の運営顧問会議において学生相談室の利用件数について報告を行って、連携・協力体制を築いている。R4年度はカウンセラー利用増加について意見交換を行ったが、R5年度は特に意見はなかった。	引き続き、運営顧問会議において学生相談室関連の報告を行う。外部弁護士との連携・協力体制を整備している。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	年1回以上広警察署に学生課長が訪問し、事件・事故の対応における連携体制はできている。R5年度は高専からの依頼、警察からの情報提供とも増加し、重大案件では弁護士とも相談しながら対応できるようにした。	引き続き、地域所轄の警察署および弁護士と連携を取り対応する。	—